

国土建労第1315号

令和2年2月14日

(一社) 全国クレーン建設業協会会長 殿

(公共事業労務費調査連絡協議会事務局)
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長



公共事業労務費調査（令和元年10月調査）の実施報告について

標記調査の実施につきましては、「公共事業労務費調査（令和元年10月調査）の実施について」（令和元年7月2日付け国土建労第294-1号）をもって、ご協力お願い申し上げたところですが、この度、同調査に基づき、公共事業労務費調査連絡協議会として、令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価を決定しましたので、別添のとおりお知らせします。

なお、公共工事設計労務単価につきましては、これまでも「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和元年12月2日付け国土建推第30号・国土建労第958号）、「下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について」（令和元年12月2日付け国土建労第1039号）等をもって、労働者に支払われない会社負担の諸経費分は含まれていないことなど、公共工事設計労務単価の意味を十分に理解し、適正な取扱いが図られるようお願いしているところでありますが、重ねて下記の事項について、貴団体会員企業に対する周知徹底をお願いします。

また、本調査は、調査対象工事の元請企業及び下請企業から提出された調査票について提出資料に基づく審査を行っておりますが、審査の段階で調査対象者のうち約3割に相当する標本が、「就業規則等の提出がない」、「所定労働時間が法定労働時間（週40時間）以内であることの確認ができない」、「賃金台帳等に受領印がない」等の雇用管理の不徹底等により棄却されている状況であることから、令和元年度の公共事業労務費調査の説明会において、厚生労働省担当部局から労働時間制度や就業規則、労働条件通知書、賃金台帳の調製等に関する労働基準関係法令の基本事項について説明し、周知を図ったところです。また、令和元年7月29日に貴団体を含む関係団体向けに「公共事業労務費調査（令和元年10月調査）説明会」を国土交通省において開催し、調査対象外の労働者の周知、標本の適切な分類、提示いただく賃金台帳等の適切な整理等、労務費調査に係る留意事項の周知を図ったところです。

つきましては、本調査の目的である建設労働者の賃金支払い実態の正確な把握とともに、雇用改善の推進を図る観点からも、下請企業を含めた建設労働者の雇用管理の徹底について、貴団体会員企業に対する周知徹底をお願いします。

記

公共工事設計労務単価は、建設労働者の所定労働時間内8時間当たりの単価として設定したものであり、所定労働時間外の労働に対する割増賃金や下請企業の現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないこと。

したがって、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、「交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する。」

「東京電力福島第一・第二原子力発電所の周辺地域における作業では、労働者の賃金等に加えて特殊な作業環境及び安全確保を踏まえた手当、諸経費を適正に考慮する。」「週休二日対象工事においては、週休二日を取得するのに要する労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の割増を適切に考慮する。」等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが必要であること。

令和2年3月から適用する
公共工事設計労務単価表

令和2年2月

農林水産省・国土交通省

令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価

農林水産省・国土交通省

1. 令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、農林水産省及び国土交通省が所管する公共工事等に従事した建設労働者の賃金等の実態を調査した結果を基に決定したものである。

なお、労務単価の決定にあたり、社会保険に未加入の者が適正に加入できるよう、引き続き、法定福利費相当額を適切に反映している。加えて、今年度より労働基準法の改正による有給休暇の取得義務化をふまえ、義務化分の有給休暇取得に要する費用を反映している。

また、従来のお考え方を基本とした単価を含め、労務費の上昇に伴う入札不調に応じて適用する単価をあらかじめ5段階で設定しておき、入札不調の発生状況等に応じて適用する段階を機動的に見直すことのできる仕組みとしている。

2. 労務単価は、以下のものにより構成されている。

- ① 所定労働時間内8時間当りの基本給相当額及び基準内手当（当該職種の通常の作業内容及び作業条件の労働に対する手当）
- ② 所定労働日数1日当りの臨時の給与及び実物給与

3. (1) 時間外、休日又は深夜の割増賃金を積算する場合は、一般に次式により算出するものとする。

$$\begin{aligned} \text{労務費(総額)} &= \text{所定内労働に対する賃金} + \text{割増賃金} \\ &= \text{労務単価(休日の場合は計上しない)} \\ &\quad + \text{労務単価} \times K \times \text{割増すべき時間数} \end{aligned}$$

ただし、Kは次式により算出する1時間当たりの割増賃金係数である。

$$K = \text{割増対象賃金比} \times 1 / 8 \times \text{割増係数}$$

職種毎に算出した割増賃金係数Kを別表-1に示す。

注) I 割増対象賃金比は、労務単価に占める「基本給相当額+割増の対象となる手当」（割増賃金の基礎となる賃金）の割合である。

II 割増係数は、労働基準法第37条第1項及び第4項に規定されている時間外、休日及び深夜の割増賃金の計算に用いる率の最低限度に基づくものとする。

- (2) 補助事業実施主体において、離島等に適用するため同一都道府県内を区分して本労務単価表の労務単価と別途の労務単価を設定する場合は、事前に地方連絡協議会と連絡調整を行うとともに、設定後はすみやかに単価算定資料を添えて公共事業労務費調査連絡協議会に報告するものとする。

(3) 公共事業労務費調査連絡協議会が必要に応じ年度内の適当な時期に実施する調査結果に基づき、本労務単価表の労務単価を見直す場合がある。なお、特別な理由で補助事業実施主体が任意に行う調査によって本労務単価表の労務単価を見直ししようとする場合は、単価算定資料を添えて事前に公共事業労務費調査連絡協議会と連絡調整を行うものとする。

令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工
北海道	01 北海道	21,100	17,300	14,400	19,700	26,400	23,700		22,000	20,900	24,200
東北	02 青森県	24,300	17,900	13,600	19,500	26,800	24,600		25,300	19,200	26,100
	03 岩手県	(23,400)	(19,300)	(14,300)	20,500	28,200	23,600		25,400	20,200	26,000
	04 宮城県	(24,800)	(19,200)	(15,300)	21,500	28,900	26,700		25,400	21,600	31,300
	05 秋田県	22,900	18,100	14,600	20,200	26,900	24,300		25,400	19,800	26,800
	06 山形県	23,000	18,100	15,300	20,600	25,600	24,400		25,200	20,600	27,200
	07 福島県	(24,800)	(19,100)	(16,600)	21,100	28,000	26,500	26,400	25,500	21,100	27,500
関東	08 茨城県	21,900	20,300	14,100	20,600	24,200	25,600	26,800	25,200	21,800	25,200
	09 栃木県	21,700	19,000	14,000	20,400	25,800	24,200	26,900	25,200	21,500	25,200
	10 群馬県	21,700	20,100	15,000	20,500	26,900	23,100	25,800	25,000	21,100	24,500
	11 埼玉県	23,300	20,600	14,900	20,300	25,800	26,700	26,900	25,300	23,200	27,000
	12 千葉県	24,100	20,300	14,800	21,200	25,700	27,700	27,500	25,300	23,400	28,100
	13 東京都	24,600	21,500	15,400	21,200	27,100	27,300	27,300	25,300	25,500	27,600
	14 神奈川県	24,900	21,500	15,100	20,700	25,700	27,500	27,300	25,100	23,500	25,900
	19 山梨県	23,700	21,300	14,800	20,600	26,500	24,500	27,100	24,900	23,000	25,400
	20 長野県	22,800	19,700	15,600	20,500	25,600	24,100	25,200	23,600	21,600	23,800
北陸	15 新潟県	22,500	19,000	16,600	20,400	27,200	23,500	23,500	24,500	21,100	24,700
	16 富山県	25,000	20,100	15,500	20,100	28,900	26,300			22,200	26,500
	17 石川県	24,100	20,700	15,400	19,900	29,000	26,400			22,300	26,100
中部	21 岐阜県	22,800	20,300	15,100	21,400	26,700	25,800		26,900	21,600	24,700
	22 静岡県	22,600	21,400	13,700	20,700	26,400	25,000	27,500	28,000	22,800	25,300
	23 愛知県	23,700	20,300	15,500	20,800	27,600	26,600		26,700	21,700	24,700
	24 三重県	22,700	19,600	14,700	21,700	27,200	27,200			21,800	25,000
近畿	18 福井県	20,400	17,300	13,500	20,100	23,600	22,200	28,000		19,700	22,500
	25 滋賀県	20,700	18,600	14,100	20,900	24,800	23,700		23,600	20,900	23,800
	26 京都府	20,200	19,400	13,300	20,900	24,100	23,400			20,400	22,900
	27 大阪府	21,500	19,000	13,200	20,900	24,900	24,800			21,300	23,400
	28 兵庫県	19,400	19,200	13,200	20,000	23,700	23,700		23,500	20,100	21,900
	29 奈良県	21,700	19,100	14,000	21,900	24,800	24,200			20,900	23,500
	30 和歌山県	21,000	19,300	13,600	20,600	24,000	24,000			21,000	22,500
中国	31 鳥取県	18,500	15,000	13,200	18,500	22,100	21,800		20,000	18,900	21,500
	32 島根県	18,800	16,200	13,300	18,000	21,200	21,700			18,900	20,800
	33 岡山県	19,900	17,500	13,500	18,800	22,600	22,500		19,800	19,500	22,000
	34 広島県	20,200	18,300	13,400	18,000	22,900	22,200			20,100	21,800
	35 山口県	18,800	16,800	13,300	18,200	22,200	22,300			19,700	21,300
四国	36 徳島県	20,700	18,500	13,900	17,800	27,700	22,600			19,700	21,600
	37 香川県	21,500	19,000	13,900	18,200	25,900	22,700			20,100	21,800
	38 愛媛県	20,300	16,600	13,500	18,000	25,500	22,500			19,200	20,600
	39 高知県	20,100	17,000	14,400	18,400	26,500	23,000			19,200	20,700
九州	40 福岡県	21,900	19,500	13,700	18,900	24,800	23,800	24,800	23,800	21,000	23,100
	41 佐賀県	19,300	16,700	13,300	18,800	24,400	22,300	25,100	24,000	20,600	22,700
	42 長崎県	20,200	17,600	14,000	19,400	24,200	22,200	25,300	23,900	19,700	22,500
	43 熊本県	20,600	18,000	14,800	19,100	25,300	23,300	25,200	23,700	19,400	23,300
	44 大分県	19,600	16,800	13,900	18,800	23,400	22,900	24,800	23,400	19,600	23,100
	45 宮崎県	21,900	16,400	14,000	18,900	23,600	23,100	25,100	23,400	19,100	21,800
	46 鹿児島県	24,100	17,700	15,100	18,600	27,400	23,500	25,200	23,400	19,700	23,000
沖縄	47 沖縄県	21,900	19,300	14,900	18,700	23,600	28,500			17,200	26,100

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	潜かん工	潜かん 世話役	さく岩工	トンネル 特殊工	トンネル 作業員
北海道	01 北海道	25,000	24,200	26,600	20,700	17,600	35,100	41,700		38,300	27,900
東北	02 青森県	23,200	22,000	24,800	26,200	23,900	34,400	40,900	32,000	36,800	26,900
	03 岩手県	23,400	23,000	25,000	(26,000)	(22,000)	34,400	40,900	32,000	38,900	27,100
	04 宮城県	26,400	26,900	26,900	(27,200)	(24,500)	34,200	40,500	31,600	38,800	26,900
	05 秋田県	23,800	23,700	25,300	25,300	24,400	34,300	40,900	32,000	37,600	27,300
	06 山形県	24,800	26,400	26,600	23,900	21,700	34,400	40,800	32,000	37,600	27,200
	07 福島県	24,700	26,500	26,500	(23,100)	(20,900)	34,400	40,700	31,800	37,500	26,700
	関東	08 茨城県	23,700	25,000	28,400	23,700	19,500	29,900	35,400	29,900	31,400
09 栃木県		24,600	26,300	29,100	21,300	20,400	30,000	35,500	29,900	31,900	24,600
10 群馬県		24,000	22,900	27,200	21,700	18,300	30,100	35,500	29,900	34,300	24,500
11 埼玉県		25,100	26,700	28,400	24,600	21,500	30,000	35,500	29,900	30,300	24,300
12 千葉県		25,000	26,900	28,500	24,000	21,300	30,000	35,500	29,900	30,200	24,300
13 東京都		25,700	28,300	30,200	24,200	20,100	30,000	35,500	29,900	29,400	24,300
14 神奈川県		25,700	28,300	31,000	25,200	21,500	30,000	35,500	29,900	32,700	24,300
19 山梨県		26,000	26,700	29,800	24,200	20,900	30,200	35,600	30,000	31,600	24,300
20 長野県		24,500	24,000	26,400	21,700	18,900	30,300	35,900	30,200	33,400	24,700
北陸		15 新潟県	23,200	24,000	25,200	22,300	19,500	33,900	40,100	30,400	36,700
	16 富山県	25,700	25,600	26,300	23,500	19,400	33,800	40,000	30,300	37,400	25,200
	17 石川県	25,100	25,100	25,900	22,900	20,300	33,800	39,900	30,300	37,200	25,700
中部	21 岐阜県	24,500	25,000	27,400	23,600	20,400	32,000	37,800	27,700	35,600	25,800
	22 静岡県	26,700	26,700	29,600	23,100	20,700	32,000	37,900	27,800	35,400	25,700
	23 愛知県	24,900	26,200	28,900	23,300	21,100	32,000	37,800	27,700	34,700	25,600
	24 三重県	25,900	25,400	28,500	22,900	20,200	32,000	37,900	27,800	35,600	25,400
近畿	18 福井県	22,000	23,900	23,600	19,700	19,200	30,100	35,700	23,800	33,700	25,200
	25 滋賀県	21,700	24,100	24,900	20,900	18,500	30,300	35,800	23,800	34,400	25,200
	26 京都府	21,900	24,800	24,700	19,800	17,700	30,300	35,800	23,800	33,700	24,300
	27 大阪府	22,300	25,600	24,400	21,300	17,900	30,300	35,800	23,800	33,500	24,100
	28 兵庫県	21,000	22,900	24,100	20,100	17,700	30,300	35,800	23,800	33,200	24,100
	29 奈良県	22,300	25,500	25,700	20,700	18,200	30,300	35,800	23,800	34,100	24,300
	30 和歌山県	21,800	24,800	24,400	19,400	17,600	30,300	35,800	23,800	32,500	24,000
中国	31 鳥取県	20,600	21,400	22,700	17,300	15,100	30,900	36,600	25,300	34,400	23,800
	32 島根県	20,000	19,800	20,900	18,800	15,500	30,900	36,600	25,300	35,200	24,600
	33 岡山県	20,900	21,200	22,700	20,200	17,300	30,800	36,500	25,200	33,500	24,300
	34 広島県	20,800	20,200	20,900	20,600	17,300	30,800	36,400	25,100	35,200	24,300
	35 山口県	20,300	19,500	21,300	19,100	16,700	30,900	36,600	25,300	35,800	24,600
四国	36 徳島県	21,700	21,200	24,700	18,500	17,400	32,100	38,000	24,100	33,900	24,700
	37 香川県	21,800	21,200	24,800	19,900	18,200	32,000	37,900	24,100	34,200	24,600
	38 愛媛県	21,700	21,100	24,800	20,200	17,900	32,100	38,000	24,100	34,000	24,500
	39 高知県	21,800	21,400	24,900	20,600	18,300	32,100	38,000	24,100	34,200	24,600
九州	40 福岡県	21,500	23,800	25,000	21,300	18,300	34,000	40,300	30,800	38,000	26,600
	41 佐賀県	21,700	24,500	24,600	23,400	18,900	34,000	40,300	30,800	36,700	26,900
	42 長崎県	21,400	24,200	24,200	20,000	17,500	34,100	40,400	30,900	37,600	27,100
	43 熊本県	21,700	24,100	24,600	20,800	18,000	34,300	40,500	30,900	38,000	26,100
	44 大分県	21,700	23,000	24,300	22,200	20,200	34,100	40,400	30,900	36,900	26,000
	45 宮崎県	21,600	23,500	23,500	22,200	18,800	34,000	40,300	30,800	38,400	26,000
46 鹿児島県	21,600	24,000	24,500	24,600	21,500	34,200	40,400	31,000	38,400	26,400	
沖縄	47 沖縄県	20,700	24,800	24,800	24,900	21,900	34,900	41,400		29,700	24,000

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル世話役	橋りよう特殊工	橋りよう塗装工	橋りよう世話役	土木一般世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員
北海道	01 北海道	37,400	31,200	31,500	38,400	21,900	27,300	21,600	41,700	27,300	26,200
東北	02 青森県	37,600	30,500	32,900	37,000	25,900	28,000	22,100	47,600	29,500	29,800
	03 岩手県	37,700	30,700	33,000	38,500	25,900	28,100	22,100	49,500	30,700	31,400
	04 宮城県	37,400	30,400	32,700	41,900	26,000	27,900	21,900	54,000	33,500	33,900
	05 秋田県	37,600	31,000	32,900	38,200	26,900	28,000	22,100	49,100	30,200	30,800
	06 山形県	37,600	30,900	32,900	37,400	25,100	28,000	23,100	49,400	30,500	31,000
	07 福島県	37,500	30,500	32,900	37,400	23,600	28,000	23,100	49,400	30,500	31,200
	関東	08 茨城県	33,800	29,800	31,100	33,500	23,200	30,700	23,100	38,100	24,300
09 栃木県		33,900	30,300	31,100	33,800	23,100	30,700	23,100	38,400	25,100	27,000
10 群馬県		33,700	30,100	31,100	33,800	23,200	30,800	23,100	39,900	24,500	26,300
11 埼玉県		33,900	30,900	31,200	34,000	23,500	29,200	23,100	39,800	28,300	28,300
12 千葉県		33,800	30,300	31,200	34,000	24,000	29,200	23,100	39,800	28,300	28,300
13 東京都		33,600	30,000	31,200	34,400	24,700	29,200	23,100	41,000	28,300	28,100
14 神奈川県		33,700	29,800	31,200	33,700	25,100	29,200	23,100	40,300	27,500	27,000
19 山梨県		34,000	30,000	31,200	33,100	23,800	29,100	23,000	40,700	26,900	27,000
20 長野県		33,700	30,300	31,400	32,700	23,200	29,400	23,100	39,100	25,600	27,200
北陸		15 新潟県	40,300	29,400	35,400	33,300	21,400	28,100	22,300	42,300	25,700
	16 富山県	39,900	29,200	35,300	34,200	22,700	26,800	22,300	43,000	25,800	28,400
	17 石川県	39,900	29,400	35,300	34,800	24,300	26,800	22,400	41,500	26,600	26,700
中部	21 岐阜県	37,100	29,700	32,300	33,400	24,100	27,700	22,200	37,800	24,700	24,300
	22 静岡県	37,100	30,500	32,400	33,700	24,300	27,600	22,200	43,200	26,900	27,500
	23 愛知県	37,100	29,600	32,300	32,900	24,100	27,600	22,200	40,500	26,300	24,600
	24 三重県	37,100	29,700	32,400	34,300	23,200	27,400	22,000	40,600	25,600	24,500
近畿	18 福井県	37,400	28,000	29,300	32,600	22,700	26,400	20,900	32,600	23,600	23,500
	25 滋賀県	38,300	27,900	29,300	32,400	23,000	24,900	21,200	33,000	24,700	23,500
	26 京都府	37,700	27,900	29,300	32,400	22,700	24,900	21,200	32,600	24,700	23,300
	27 大阪府	37,500	28,200	29,300	33,000	23,500	26,700	21,300	33,500	24,700	23,700
	28 兵庫県	37,600	28,200	29,400	32,700	22,400	25,500	21,000	34,300	24,700	24,100
	29 奈良県	38,300	27,900	29,300	32,300	23,700	26,000	21,300	32,700	24,700	23,600
	30 和歌山県	37,700	27,900	29,300	32,300	23,700	24,900	21,300	32,700	24,700	23,200
中国	31 鳥取県	38,400	26,300	27,200	30,200	20,600	25,500	20,400	37,000	27,900	26,900
	32 島根県	38,500	26,300	27,200	29,900	19,800	25,500	20,400	37,200	29,600	27,100
	33 岡山県	38,700	26,400	27,200	30,000	21,100	25,900	20,400	36,900	28,000	27,000
	34 広島県	38,300	26,400	27,200	30,100	20,500	25,600	20,800	37,600	29,800	27,300
	35 山口県	38,500	26,500	27,200	30,100	21,100	25,500	20,200	37,700	29,900	27,400
四国	36 徳島県	34,800	27,400	28,400	30,300	21,500	34,600	23,000	41,800		21,600
	37 香川県	35,000	27,300	28,400	30,600	21,500	34,700	24,000	42,500		22,000
	38 愛媛県	34,900	27,100	28,400	29,500	22,500	34,400	23,000	42,300		21,700
	39 高知県	34,700	27,400	28,400	30,300	21,300	34,400	22,500	42,200		21,800
九州	40 福岡県	37,300	27,800	30,300	34,000	23,200	29,100	22,100	39,300	24,900	25,000
	41 佐賀県	37,400	27,800	30,300	34,200	22,100	28,900	22,100	39,400	24,900	25,000
	42 長崎県	37,400	27,800	30,400	34,200	21,800	27,700	21,200	39,200	24,700	24,800
	43 熊本県	37,400	27,800	30,400	33,100	22,700	29,100	21,600	39,400	24,900	25,000
	44 大分県	37,400	27,800	30,400	33,500	22,900	29,000	21,800	39,400	24,800	24,900
	45 宮崎県	37,400	27,800	30,300	34,000	23,200	27,700	21,200	39,300	24,700	24,800
46 鹿児島県	37,400	27,800	30,400	34,400	25,200	27,600	21,300	39,500	24,800	25,000	
沖縄	47 沖縄県	35,800	33,600	27,200	40,100	24,900	24,700	21,900	47,700	29,400	31,800

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工
北海道	01 北海道			23,300	25,100	25,100	20,500	25,300	26,300	25,200	
東北	02 青森県			29,700	26,300	26,500	20,000	24,500	23,200	24,500	
	03 岩手県			30,000	27,100	28,200	21,300	24,500	23,400	24,700	
	04 宮城県			33,800	29,300	30,500	22,400	24,300	25,600	26,700	
	05 秋田県			26,800	29,000	26,900	19,400	24,500	23,800	24,400	
	06 山形県		31,300	27,200	25,200	26,400	21,400	24,500	26,600	25,200	
	07 福島県		38,300	25,200	28,000	26,500	21,900	24,400	26,300	25,700	
	関東	08 茨城県	26,900	45,500	24,900	25,900	26,700	22,000	25,000	26,900	26,900
09 栃木県		26,900	46,300	24,700	26,300	27,000	22,100	25,100	27,900	27,400	
10 群馬県		27,100	42,900	24,600	25,400	23,800	21,400	25,100	25,600	24,900	
11 埼玉県		26,900	46,400	25,900	25,600	26,800	21,900	25,100	28,900	27,800	
12 千葉県		26,900	47,400	25,100	25,600	27,300	22,300	25,100	29,000	27,900	
13 東京都		26,900	45,200	26,000	25,600	27,700	22,900	25,100	29,900	27,900	
14 神奈川県		26,900	43,900	25,900	25,600	26,900	21,700	25,100	27,500	27,200	
19 山梨県		26,900	43,400	26,000	25,700	26,500	21,700	25,100	27,000	26,900	
20 長野県		27,100	38,600	22,900	25,200	23,000	21,200	25,300	25,300	25,300	21,800
北陸		15 新潟県		30,600	23,400	23,800	23,400	21,200	23,200	23,800	24,400
	16 富山県	25,100	35,400	25,900	24,400	24,200	21,300	23,100	23,800	24,600	
	17 石川県	25,100	36,100	25,400	24,400	23,800	21,500	23,100	24,700	24,900	
中部	21 岐阜県	27,800	38,700	26,500	26,700	24,100	21,500	25,200	24,500	24,400	20,500
	22 静岡県	27,700	41,500	25,000	26,700	25,400	21,600	25,300	27,000	25,400	21,200
	23 愛知県	27,700	39,300	26,800		24,700	21,800	25,200	26,500	24,700	
	24 三重県	27,700	40,700	25,000	26,700	24,200	22,100	25,300	26,400	26,500	
近畿	18 福井県	22,600	35,500	22,300	20,900	21,800	20,500	23,100	22,900	23,100	
	25 滋賀県	22,600	35,800	22,700	22,000	22,600	21,200	23,100	23,700	23,300	
	26 京都府	22,600	36,300	23,500	21,800	22,900	21,000	23,100	23,700		
	27 大阪府	22,600	37,800	24,700		23,000	21,600	23,200	23,800		
	28 兵庫県	22,600	35,400	23,300	21,700	21,900	19,400	23,200	22,900	21,700	
	29 奈良県	22,600	38,800	24,400	22,000	23,600	21,600	23,100	23,700		
	30 和歌山県	22,600	36,700	24,700	21,800	23,200	20,700	23,200	23,500		
中国	31 鳥取県		33,000	21,200	21,500	20,600	19,000	21,400	23,200	22,100	21,000
	32 島根県		27,500	20,400	21,900	19,900	18,700		22,100	21,700	
	33 岡山県		31,400	21,900	21,400	20,900	19,500	21,300	23,500	21,900	20,900
	34 広島県		27,600	21,300	21,700	20,600	18,800		22,600	21,300	
	35 山口県		27,700	20,400	22,000	20,300	19,100		22,400	21,700	
四国	36 徳島県		30,000	22,200		23,000	18,900		22,600		
	37 香川県		30,000	22,100		23,000	19,800		22,700		
	38 愛媛県		30,000	22,000		22,700	18,800		22,400		
	39 高知県		30,000	21,700		22,600	18,500		22,400		
九州	40 福岡県		29,800	23,100	24,500	23,300	19,800	21,000	23,000	22,100	
	41 佐賀県		31,100	24,900	24,600	23,400	19,400	21,000	23,100	22,200	
	42 長崎県		30,700	22,800	24,500	23,300	19,400	21,100	22,800	22,400	
	43 熊本県		30,600	23,000	24,600	23,000	19,000	21,300	23,000	22,100	
	44 大分県		30,400	22,200	24,300	23,100	19,700	21,000	23,000	22,200	
	45 宮崎県		30,100	23,300	24,100	23,000	18,800	21,000	22,700	22,100	
	46 鹿児島県		30,300	25,700	24,700	23,400	19,100	21,100	22,800	22,200	
沖縄	47 沖縄県			27,000		26,000	17,500		30,800		

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	サッシ工	屋根ふき工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	設備機械工	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B
北海道	01 北海道	25,200		24,500	22,100	21,300	20,300	23,600	22,700	13,900	11,800
東北	02 青森県	27,000		24,000	23,300		19,300	22,100	22,000	12,900	11,300
	03 岩手県	27,000		24,300	23,400		19,500	22,000	21,900	(13,800)	(12,000)
	04 宮城県	28,900		26,400	23,000		19,900	22,000	21,900	(15,100)	(13,000)
	05 秋田県	27,300		24,300	23,300		19,400	22,100	22,000	13,000	11,200
	06 山形県	26,700		25,600	23,300	21,400	20,600	22,100	22,000	14,700	12,600
	07 福島県	27,300		26,300	23,300	22,700	20,300	22,100	21,900	(15,100)	(13,000)
	関東	08 茨城県	25,700		27,800	24,800		22,000	22,700	23,000	14,700
09 栃木県		25,800		28,300	24,800		21,800	22,700	23,000	14,300	12,400
10 群馬県		24,900		27,500	24,800	24,400	21,100	22,700	23,000	13,700	12,000
11 埼玉県		25,400		28,000	24,900		22,300	22,700	23,000	14,600	12,900
12 千葉県		25,500		27,500	24,900		22,000	22,700	23,000	15,000	13,000
13 東京都		25,600		27,700	24,900		22,300	22,700	23,000	15,500	13,500
14 神奈川県		25,200		28,100	24,900	24,300	21,600	22,700	23,000	15,400	13,500
19 山梨県		25,400		28,300	24,900	24,300	21,500	22,700	23,000	14,100	12,400
20 長野県		24,700		27,200	25,100	24,500	21,200	22,700	23,000	13,000	11,100
北陸		15 新潟県	27,200		24,800	23,500	20,500	20,500	22,400	22,600	14,400
	16 富山県	26,300		24,600	23,400	20,300	21,000	22,400	22,600	14,200	12,900
	17 石川県	25,800		23,900	23,400	19,900	21,100	22,400	22,600	14,800	12,800
中部	21 岐阜県	25,600		24,900	24,400	22,700	20,700	24,000	24,800	14,600	13,100
	22 静岡県	25,300		31,200	24,400	22,700	22,100	23,900	24,800	15,100	13,000
	23 愛知県	25,200		28,000	24,400	22,700	20,800	23,900	24,800	15,500	13,300
	24 三重県	25,800		28,100	24,400		21,700	24,000	24,800	14,800	12,800
近畿	18 福井県	21,800		23,200	22,200	21,200	19,800	22,400	22,500	13,800	12,100
	25 滋賀県	23,700		23,800	22,200		20,600	22,800	23,500	13,400	11,300
	26 京都府	23,700		23,900	22,200		20,900	22,600	23,200	13,500	10,900
	27 大阪府	23,300		23,900	22,200		20,300	22,400	23,000	13,200	11,500
	28 兵庫県	23,300		23,900	22,200		20,000	22,500	23,000	13,600	11,300
	29 奈良県	23,700		24,000	22,200		21,200	22,800	22,900	13,700	11,400
	30 和歌山県	23,500		23,900	22,200		21,000	22,600	22,700	13,200	11,300
中国	31 鳥取県	20,100	22,800	22,300	20,900	17,900	19,000	20,600	20,800	13,900	11,000
	32 島根県	20,000	22,900	21,800	20,900	17,900	19,000	20,600	20,800	13,900	11,800
	33 岡山県	20,000	22,800	22,700	20,800	17,800	19,200	20,600	20,800	14,300	12,300
	34 広島県	20,000	22,800	21,700	20,800	17,800	18,900	20,600	20,800	14,300	12,100
	35 山口県	20,000	22,800	22,000	20,900	17,900	18,900	20,600	20,800	14,100	11,700
四国	36 徳島県				21,100				21,400	13,700	12,200
	37 香川県				21,100				21,400	13,800	12,300
	38 愛媛県				21,100				21,400	13,100	11,100
	39 高知県				21,100				21,400	12,500	10,600
九州	40 福岡県	27,500		23,200	23,200	17,400	19,400	21,800	22,500	13,500	11,900
	41 佐賀県	27,500		23,200	23,200	17,400	19,100	21,800	22,700	13,400	11,700
	42 長崎県	27,300		24,200	23,300	17,500	19,400	21,800	22,800	13,600	12,500
	43 熊本県	27,600		23,300	23,400	17,500	19,100	21,800	22,500	13,100	11,300
	44 大分県	26,900		23,200	23,200	17,400	19,500	21,800	22,500	13,400	10,800
	45 宮崎県	26,800		23,100	23,200	17,400	19,400	21,800	22,400	13,400	10,400
46 鹿児島県	27,000		22,900	23,300	17,300	19,300	21,800	22,400	14,300	12,100	
沖縄	47 沖縄県			20,200	22,900		16,700			12,700	10,600

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。